

令和 3 年 1 月 29 日

豊 島 区 長
高 野 之 夫 様

豊島区リサイクル・清掃審議会
会長 松波 淳也

令和 2 年 1 月 30 日元豊環減諮第 1 号で諮問のありました、豊島区災害廃棄物処理基本計画について当審議会で審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

豊島区災害廃棄物処理基本計画については、当審議会にて別添「豊島区災害廃棄物処理基本計画（案）」が示されました。

本計画は、主に近い将来発生が予想される首都直下地震に対する平常時の備え、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うための応急対策及び復旧・復興対策等、災害廃棄物処理に対する豊島区の組織体制及び処理手順等を示したものです。

本計画を職員一人ひとりがよく理解し、災害時において迅速かつ的確に行動できるよう徹底するとともに、当審議会での意見を踏まえ、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」を策定することを要望いたします。

なお、「豊島区災害廃棄物処理基本計画（案）」に対する委員からの総括意見について、別紙のとおり申し添えます。

以上

付帯意見書

1. 一次仮置場のスペースを確保すること。
2. 狭隘な道路が多い豊島区における仮置場への動線を確保すること。
3. 災害廃棄物の保管について、東京都や近隣区と、調整なり議論の場を設けること。
4. 東京都や清掃一部事務組合、23区全体で広域輸送について検討すること。
5. 仮置場への動線について、障害等の有無を平常時から把握し、発災時の対応方法を検討しておくこと。
6. 二次仮置場については23区共同で処理をするが、場合によっては東京都に支援を要請すること。
7. 事業継続計画（BCP）を作成し、人員を確保すること。
8. 人命を優先する中での避難所以外の場所で仮置場を想定すること。
9. 廃自動車の処理方法について検討すること。
10. 埋蔵ごみについて、なるべく平常時に排出してもらうよう啓発を行うこと。
11. 災害廃棄物の完全撤去に要する時間を検証すること。
12. 平常時から、ごみの適正分別、排出に関する啓発を行うこと。
13. 災害発生時のごみの排出方法を平常時から周知すること。
14. 小学校等でのごみの排出方法の周知や外国語表記について検討すること。
15. アスベスト等の有害物質を使用した建物を平常時から把握しておくこと。
16. し尿処理について、下水道直接投入を優先し、し尿の処理スキーム（確定版）に従って処理すること。
17. 全体として、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインのほか、がれき及びし尿の処理スキーム（確定版）並びに災害廃棄物の共同処理等に関する協定を念頭に策定すること。
 - （1）計画の位置付けについて、災害廃棄物の共同処理等に関する協定等をもとにした計画とすること。
 - （2）特別区、清掃一部事務組合、東京都等の役割について、処理スキーム（確定版）で明記されている内容を記載すること。

- (3) がれき処理のながれについて、処理スキーム（確定版）を参考に、処理ルートごとに分け、分かりやすく表示すること。
- (4) 災害時のごみ処理の配車等については、東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除き、特別区災害廃棄物処理対策本部が調整することを記載すること。そのため、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-NET）に区単独で要請可能か確認すること。
- (5) し尿処理のながれについて、処理スキーム（確定版）を参考に作成すること。また、し尿処理は下水道への直接投入が主たる処理として決まっている旨を記載するとともに、防災危機管理課と連携し、平常時にマンホールトイレの設置位置等の周知徹底を図ること。
- (6) 国庫補助金対応について、対策本部の役割として共同処理部分の国庫補助の調整を行う旨、記載すること。
- (7) 災害廃棄物処理基本計画の見直しについて、23 区の共同処理体制の変更があった場合を記載すること。